

平成25年度エゾシカの捕獲禁止及び制限（道案）に係る意見調書（案）

機関名：一般社団法人北海道自然保護協会

1. 道案に対する賛否の別 保留（建設的意見）

2. 賛否に係る理由

（1）基本的な考え方として「エゾシカの増加を抑制するため、狩猟においても捕獲数をできるだけ確保することから、規制緩和を継続する。」と記されている。しかし、改めて、エゾシカ捕獲対策の目的を明らかにすべきである。エゾシカ捕獲の目的として、従来から「農林業被害の防止」が第一に、その他「交通事故防止」などが挙げられてきたが、実質的には軽視されてきた「生物多様性や生態系の保全」が重要である。これらの目的が明確にされなければ、それぞれの対策も明確にならない。北海道自然保護協会は、従来から「生物多様性や生態系の保全」を明確な目的とすることを主張してきたところである。

（2）「農林業被害の防止」に関しては、エゾシカ捕獲数だけでなく、現存量（個体数指数）と農林業被害との関係を明らかにする必要がある。その上で、捕獲数・個体数・農林業被害の間の、まずは数的関係、さらには因果関係を明らかにすることが必要である。資料に基づき具体的に指摘すると、東部地域ではエゾシカ捕獲数が増加しているが、農業被害も増加している。なぜ、そうなるのか解析結果が述べられていない。この状況では、農業被害対策のため、どれほど捕獲する必要があるのか見えてこない。また資料には、現存量（個体数指数）が示されていない。従来の予測では個体数指数は減少することになっているが、このことについても明確に説明される必要がある。

（3）「農林業被害の防止」については北海道環境生活部だけではなく、農林水産省や北海道の農政部や水産林務部が多くを担っていると思われるが、捕獲前の農耕地や森林の現状・それらの被害状況、捕獲数、捕獲後の被害の減少など、捕獲の効果について説得力のある資料が示される必要がある。捕獲後の効果については、もちろんタイムラグがあると思われるが、必ず、上記の科学的検証が必要である。

（4）北海道のエゾシカ対策において従来からエゾシカ捕獲に関わる「生物多様性や生態系の保全」が余りにも軽視されてきた点が非常に大きな欠陥となる。この目的のため、北海道の生物多様性・生態系（希少種、希少な植物群落だけではなく、いつの間にか減少する普通種や普通な森林などの生態系を含む）について、エゾシカ捕獲前の現状、捕獲数、捕獲後の状況を継続的にモニタリングする体制が必ず必要である。ちなみに、北海道環境生活部環境局には、エゾシカ対策課と生物多様性保全課があり、本件はエゾシカ対策課が担当しているが、エゾシカ対策課内にエゾシカに関わる生物多様性や生態系の現状を把握する、生物多様性保全課と重なる部局が必要と考える。

（5）「生物多様性や生態系の保全」のためには、より具体的に、希少種への影響、森林の変化などに関して、限られた予算の中で効率的なモニタリング手法を決めていかなければならない。そして、モニタリング結果とエゾシカ個体数増減との関係についても、常に

科学的検証が必要である。

(6) 可猟期間について、「延長の期間は3月31日までとするが、・・・許可捕獲により効率的に捕獲を進める予定がある地域等、地域の実情に応じて調整が必要と認められる市町村については、延長の期間を個別に設定する。」と記されている。このことについて、「付表では地域ごとに可猟期間を短くしたように見えるが、地域ごとに道が指定する期間外に、さらに効率よい捕獲をすることである」との口頭説明を受けている。すなわち、地域ごとに捕獲効果を高めるために方法を違えていることになる。そこで、農林業被害についても生物多様性への悪影響についても、こうした捕獲方法が異なる小地域ごとに、前項まで(1)～(5)で述べた科学的な検証がより詳細に必要と考える。

(7) 北海道の自然は、全国の人々が認めるところの非常に貴重なものであり、北海道の観光産業においても必須なものである。しかし、そのような全国に誇る北海道の自然(北海道を特徴づける生物種や自然生態系)が種々の原因で失われつつあることは、国民にとっても道民にとっても大きな損失である。とくにエゾシカが原因となる生物多様性・自然生態系の変化には危機感をもって対応すべきと考える。生物多様性国家戦略の愛知目標が実際には具体化されていない現在、生物多様性保全に関しては、北海道の予算だけでなく環境省などの予算も要求し、生物多様性や自然生態系の科学的調査を実施できる体制と予算を実現すべきである。北海道の自然を大切にするためには、エゾシカ個体群の増減に関する科学的検証に限らず、「エゾシカ対策の種々の側面において科学的検証が必要！」というキャッチフレーズを、ここに提案したい。